

保育所の利用の対象に関する規定等

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

○児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）（抄）

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について
(平成9年9月25日児発第596号厚生省児童家庭局長通知)

(別紙1) 保育の実施に関する条例準則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 居宅外で労働することを常態としていること。
- 二 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 五 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(○ 地域の実情に応じて、必要があれば前各号に類する事項を規定する。)

- 七 市（町村）長が認める前各号に類する状態にあること。

(参考)

一時保育の対象児童

専業主婦家庭等の緊急時の保育等に対するための保育

○ 一時保育促進事業実施要綱(抄)

3 一時保育実施保育所

(1) 対象児童

① 本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当するものであること。

ア 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

イ 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童

ウ 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童

(参考)

特定保育の対象児童

親の就労形態の多様化(パートタイム就労の増大等)に伴う保育需要の変化に対応するため、週2・3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービス

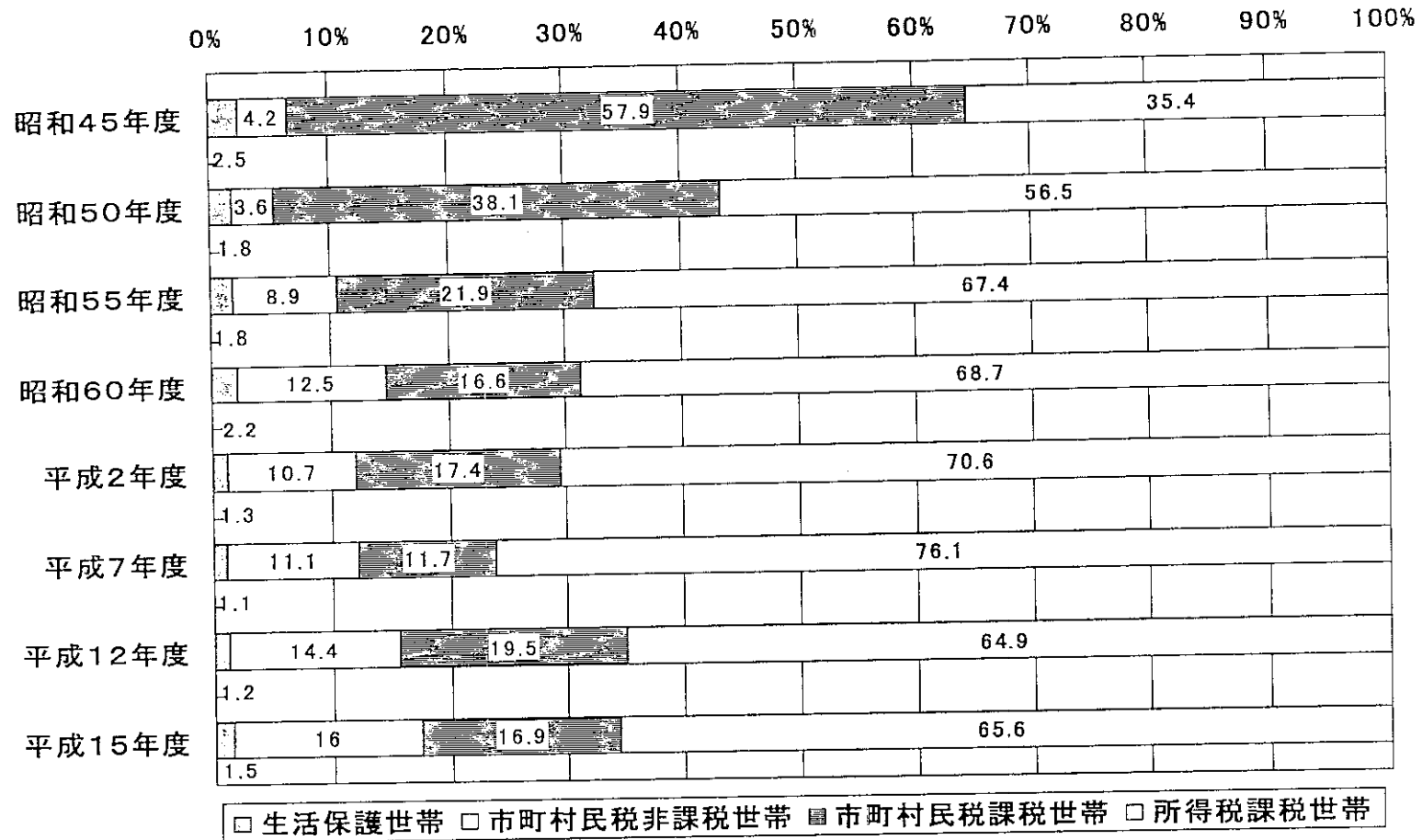
○ 特定保育事業実施要綱(抄)

3 事業の実施

(1) 対象児童

本事業は、児童の保護者のいずれもが、一定程度の日時について、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合において、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育(以下「特定保育」という。)を行うものとする。

保育所利用世帯の課税区分別構成比



出典：福祉行政報告例（平成7年度以前は各年度3月1日、平成12年度以降は各年度10月1日現在）

保育所と幼稚園の比較

区分	保育所	幼稚園
【サービス内容】 対象児 開設日数 保育時間 保育・教育内容	0歳～就学前の保育に欠ける児童 約300日 11時間以上の開所 ※延長、一時保育を実施 保育所保育指針	満3歳～就学前の児童 39週以上(春夏冬休みあり) 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領
【人員】 保育士(教諭)の 配置基準 資格 職員数	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1 保育士(国家資格) 25万3千人(H13. 10現在)	1学級35人以下 幼稚園教諭専修(院卒) 幼稚園教諭1種(大卒) 幼稚園教諭2種(短大卒) 10万9千人(H15. 5現在)
【財源と利用料】 運営に要する経費 保育料	国庫負担金(民間分) (H16予算案 2,700億円) 市町村毎に保育料設定。 所得に応じた負担。	私立(私学助成) 公立(交付税措置) 私立(各幼稚園ごとに設定) 公立(市町村ごとに設定) (低所得者には就園奨励費を助成)
【施設】 施設基準	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ※屋外遊戯場は付近にある場合でも可	運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料 水用設備等 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接
【その他】 根拠法 入所 施設数 児童数	児童福祉法 市町村と保護者の契約(入所希望を配慮) 2万2千か所(公営1万2千・民営1万)(H15.4) 192万1千人(H15.4)	学校教育法 保護者と幼稚園との契約 1万4千か所(国公立6千・私立8千)(H15.5) 176万人(H15.5)

保育所と幼稚園の連携の強化に関する取組

近年の少子化や過疎化の進行により、保育所と幼稚園について、地域の実情に応じた設置・運営が求められており、平成10年以降、施設の共用化、資格の相互取得の促進等の連携を図ってきた。

平成10年

保育所と幼稚園との施設の共用化指針の策定

共用化事例 216件（合築82、併設33、同一敷地内101）（平成15年5月現在）

平成11年

幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改定

平成12年

学校法人による保育所設置を可能に（設置主体制限の撤廃）

学校法人立保育所 17か所（平成14年10月現在）

平成14年

保育所と幼稚園の連携事例集の作成・情報提供

保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直し

保育士養成施設資格取得者のうち幼稚園教諭免許所有者の割合 83.7%（平成13年度）

幼稚園就職者のうち、保育士資格取得者の割合 72.1%（平成13年度）

平成16年

構造改革特区において、保育所と幼稚園の保育室の共用化の導入

保育士資格と幼稚園教諭免許の比較(短大卒)

○保育士資格と幼稚園教諭免許を同時取得しやすくするための養成課程等の見直しを行ってきた。

○さらに、両資格の併有を促進するため、

- ・幼稚園教諭免許を有する者に対する保育士試験科目の一部免除措置(平成16年度実施)
- ・保育士資格を有する者に対する幼稚園教員資格認定試験を創設(平成17年度実施)

【保育士資格】

[教養科目(8単位)]

・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目

[専門科目(60単位)]

- | | |
|---------|--------|
| ・社会福祉 | ・児童福祉 |
| ・保育原理 | ・養護原理 |
| ・教育原理 | ・発達心理学 |
| ・小児保健 | ・小児栄養 |
| ・保育内容 | ・乳児保育 |
| ・音楽 | ・図画工作 |
| ・保育実習 等 | |

最低修得単位数:68単位

【幼稚園教諭免許(2種)】

[一般教育科目]

・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目

[専門科目]

○免許取得のために必要な科目(31単位)

- | | |
|-----------|---------|
| ・教育原理 | ・発達心理学 |
| ・保育内容 | |
| ・音楽 | ・図画工作 |
| ・教育実習 等 | |
| ○その他の専門科目 | |
| ・教育史 | ・教育制度 等 |

最低修得単位数:62単位

保育所保育指針と幼稚園教育要領の比較

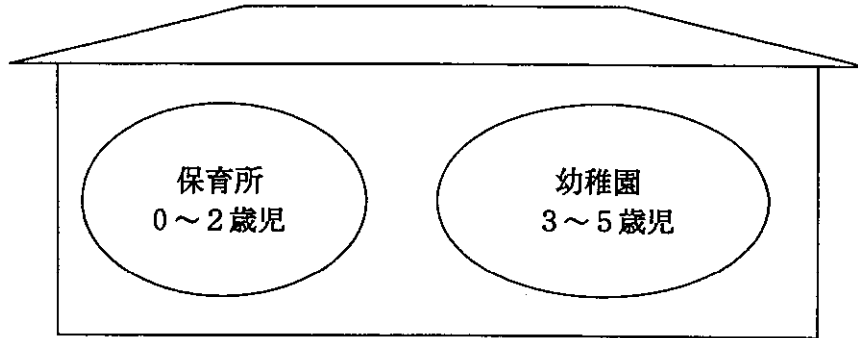
幼稚園教育要領との整合性が図られるよう、保育所保育指針の改定を行ってきたところ。

	保育所保育指針	幼稚園教育要領
性格	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の保育内容等のガイドライン ○児童家庭局長通知により示されている。 ○保育所の教育的機能については、「幼稚園教育要領」に準ずる内容となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育についてのガイドライン ○文部省告示により示されている。
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の原理、目標、方法、環境の基本事項 ○ねらい及び内容(年齢ごとに示している。) ○保育の計画 ○子どもの発達(心理学的特徴等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育の基本、目標の基本的事項 ○ねらい及び内容 ○教育課程の編成
原理	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭養育の補完 ○養護(生活の世話)と教育が一体となって豊かな人間性を持った子供を育成 	—
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○生命の保持及び情緒の安定を図る。 ○基本的な習慣や態度を養い、心身の基礎を培う。 ○自主、協調の態度を育て道徳性の芽生えを培う。 ○自然などについての興味・関心を育て、豊かな心情、思考力を培う。 ○生活の中で言葉への興味・関心を育て豊かな言葉を養う。 ○豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培う。 ○自主、協調の態度を育て、道徳性の芽生えを培う。 ○自然などについての興味・関心を育て、豊かな心情、思考力を培う。 ○生活の中で言葉への興味・関心を育て、言葉に対する感覚を養う。 ○豊かな感情を育て、創造性を豊かにする。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の方法として保育の留意点を示している。 ・家庭、地域の生活実態を把握し、適切な保護、世話。 ・子どもの発達理解、特性に応じ、発達の課題に配慮 ・子どもの生活リズムを大切にし、生活の流れを安定させる。 ・子どもの主体的活動を重視し、遊びを通して保育。 	<ul style="list-style-type: none"> ○方法としては、特掲していないが、幼稚園教育の基本で次のとおり触れている。 ・幼児の主体的な活動を促す。 ・幼児の自発的な活動としての遊びを指導。 ・幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢区分ごとに、生命の保持等に関する「基礎的事項」を示している。 ○3歳以上児は、健康、人間関係、環境、言葉、表現に関する5領域について保育上のねらい、内容を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園修了までの健康、人間関係、環境、言葉、表現に関する5領域について、指導上のねらい、内容を示している。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所全体の計画としての「保育計画」と具体的な計画としての「指導計画」を作成するよう示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園全体の計画としての「教育課程」を編成するものとし、適切な指導を行うために「指導計画」を作成するよう示している。

保育所と幼稚園の連携事例<東京都千代田区>

いずみこども園 設置主体：東京都千代田区

- ・ 0～2歳児は保育所、3～5歳児は幼稚園で処遇
- ・ 保育所と幼稚園の合築施設



在籍児童数（16年2月1日現在）							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所部門	11	16	15	—	—	—	42
幼稚園部門				27	26	22	75
計	11	16	15	27	26	22	117

◆ 3歳以上の保育担当者は、保育士資格及び幼稚園教諭免許併有者である

	保育所部門	幼稚園部門
基本保育時間	7:30～18:30	長時間児 7:30～18:30 短時間児 8:40～13:50
延長・預かり保育	19時半まで延長保育	長時間児：19時半まで 短時間児：18時半まで
休園日	日曜、祝日、年末年始	長時間児：保育所部門と同じ 短時間児：土・日曜 祝日、 春・夏・冬に長期休業日
保育料	所得に応じた負担	長時間児：保育所の保育料を基本として、給食費を除いた額 短時間児：長時間児の50%
給食・給食費	給食あり 保育料に含む	給食あり 長時間児 7,100円 短時間児 4,000円

【 経緯等 】

地域の子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、就学まで一貫した方針に基づき、一つの施設で育成されるよう一元化施設を設置。

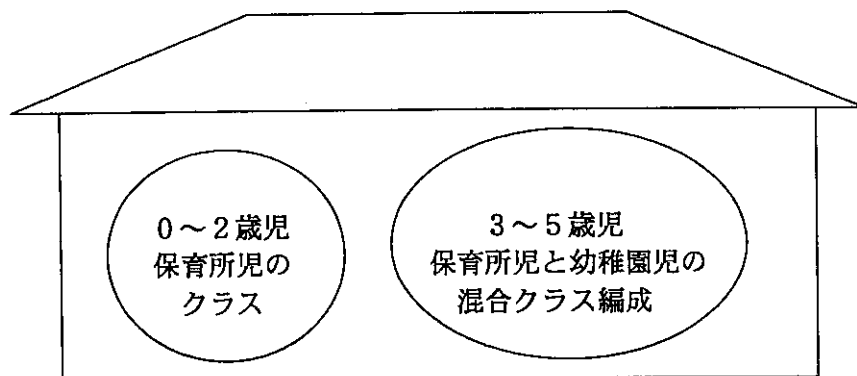
0歳から5歳まで一貫した保育・幼児教育を実施するため、保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づいて「乳幼児育成方針」を策定した。

入園後に、保護者の就労形態が変化した場合でも保育時間（長時間・短時間）の変更で対応できる。

保育所と幼稚園の連携事例<北海道東川町>

東川町幼児センター 設置主体：北海道 東川町

- ・ 3～5歳児については、保育所児と幼稚園児の混合クラスを編成
- ・ 保育所と幼稚園の合築施設



在籍児童数（16年2月1日現在）							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所部門	6	12	20	28	26	34	126
幼稚園部門				23	22	31	76
計	6	12	20	51	48	65	202

◆合同保育の担当者は、保育士資格及び幼稚園教諭免許併有者である

	保育所部門（長時間型）	幼稚園部門（短時間型）
基本保育時間	8：00～16：00	9：00～13：30
延長・預かり保育	早朝730～ 夕方19時まで延長保育	早朝730～ 帰り16時まで預 かり保育（休園日も実施）
休園日	日曜、祝日、年末年始	土・日曜 祝日、 春・夏・冬に長期休業日
保育料	所得に応じた負担	保育所の保育料を基本として、 1時間単価が保育所と同額に なるよう設定（所得に応じた負 担）
給食・給食費	給食あり 保育料に含む	給食あり 保育料に含む

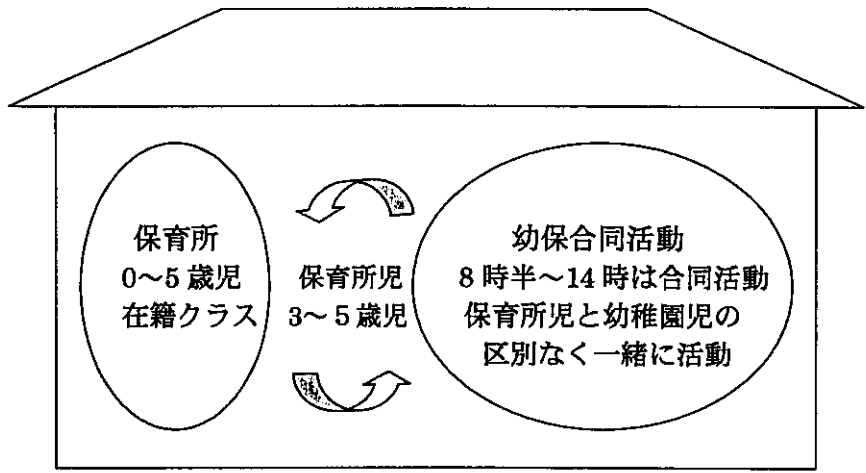
【 経緯等 】

町の過疎化と施設の老朽化により、保育所の統廃合が計画される一方で、町民より幼稚園の3歳児就園の要望が出されていたことから、幼保一元化施設の創設を検討開始。約3年の協議期間を経て運営計画を策定、創設に至る。幼保一元化にあわせ、保育料も幼保で整合性をとり、幼稚園も所得に応じた負担としている。また、在宅の子育て家庭支援のため、子育て支援センターも併設している。

保育所と幼稚園の連携事例<埼玉県松伏町>

こどもの森保育園 設置主体：社福 桜福社会
 まつぶし幼稚園 設置主体：学法 若盛学園

- ・ 3～5歳児については、8時半～14時までの間、保育所児と幼稚園児と一緒に活動
- ・ 保育所と幼稚園の合築施設



在籍児童数（16年2月1日現在）							
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所部門	3	11	12	12	14	12	64
幼稚園部門				22	46	49	117
計	3	11	12	34	60	61	181

◆合同活動では、保育士と幼稚園教諭が協同で園児を保育・教育にあたる

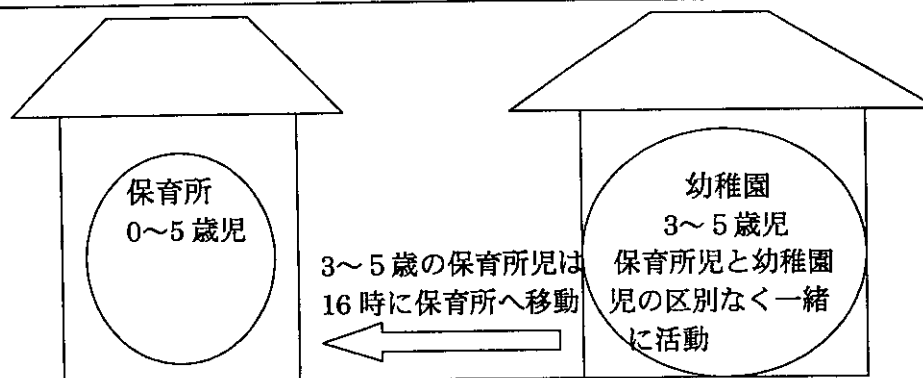
	保育所部門	幼稚園部門
基本保育時間	7：30～18：30	8：30～14：00
延長・預かり保育	19時まで延長保育	18時30分まで預かり保育
休園日	日曜、祝日、年末年始	土・日曜 祝日、 春・夏・冬に長期休業日
保育料	所得に応じた負担	均一料金
給食・給食費	給食あり 3歳児以上主食代1,000円	給食あり 月額4,860円

【 経緯等 】
 昭和49年から学校法人が幼稚園を運営していた。平成12年の幼稚園の老朽改築にあわせ、待機児童解消のため、社会福祉法人を設立、保育所を創設し、幼保一体的な合同保育を実施。
 合同活動では、異年齢交流を目的に3～5歳の縦割りで編成している。

保育所と幼稚園の連携事例<埼玉県吉田町>

吉田保育所 吉田幼稚園 設置主体：埼玉県 吉田町

- ・ 同一敷地内に保育所と幼稚園を設置。
- ・ 3～5歳の保育所児は、幼稚園に登園。幼稚園児と一緒に活動し、幼稚園の保育時間終了後、保育所に移る。



在籍児童数（16年2月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所部門	2	20	13	11	6	5	57
幼稚園部門				30	47	37	114
計	2	20	13	41	53	42	171

◆合同保育は幼稚園で実施。幼稚園教諭がクラス担任であり、保育士は保育所児の状況に応じて適宜クラスをまわる。

	保育所部門	幼稚園部門
基本保育時間	8:00～16:00	8:30～14:00
延長・預かり保育	早朝 7:30～ 夕方 17:45 まで延長保育	16時まで預かり保育
休園日	日曜、祝日、年末年始	土・日曜 祝日、 春・夏・冬に長期休業日
保育料	所得に応じた負担	均一料金
給食・給食費	給食あり 保育料に含む	給食あり 月額 3,200円

【 経緯等 】

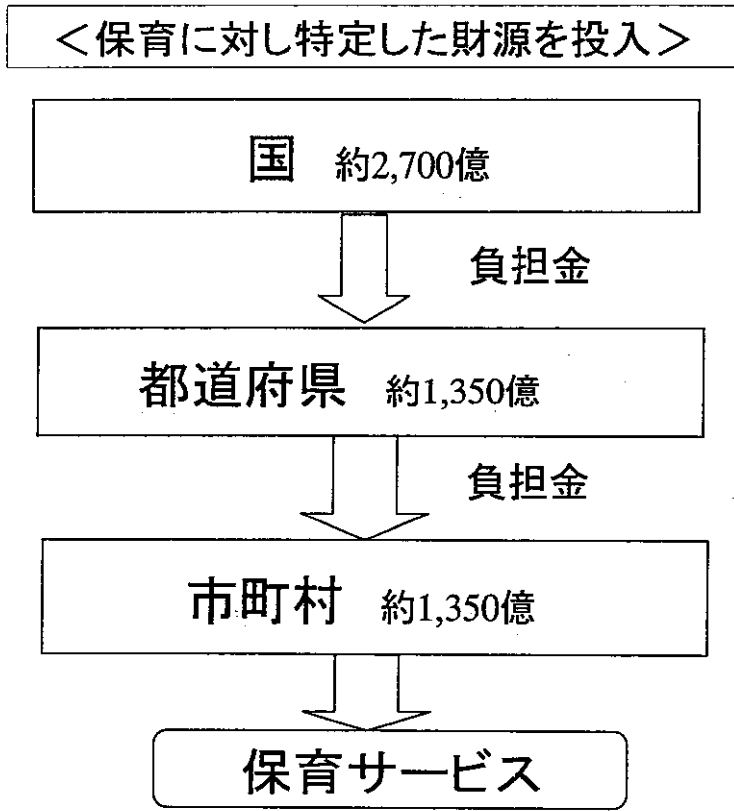
平成12年町立保育所を移転するに際し、幼稚園と保育所が同一敷地内に設置されたことに伴い、3歳以上の合同保育を実施している。

少子化で子どもの数が少ないことから、合同保育を実施することにより、年齢別の集団保育が可能となった。保育所児にとって、登園から幼稚園で過ごすことで、園の生活が細切れにならず、安定した生活が実現できている。

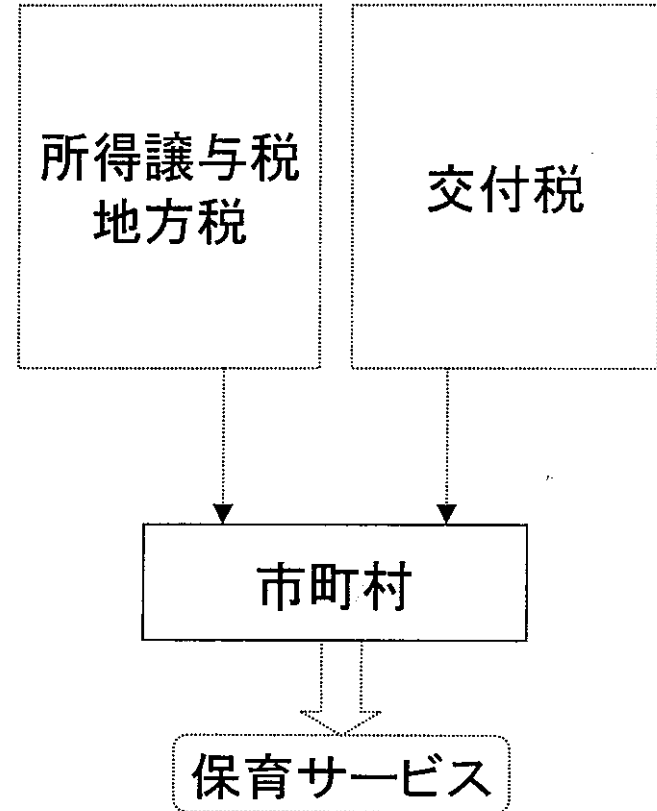
保育サービスの財源について

平成16年度より、公立保育所の運営費を一般財源化

【民間】



【公立】



保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		21.7～ 13.9万円	14.9～7.7万円		9.8～ 3.1万円	9.1～ 2.5万円
		0円				
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)					
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円	
第4階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000円		27,000円 (保育単価限度)	
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500円		41,500円 (保育単価限度)	
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000円		58,000円 (保育単価限度)	
第7階層		408,000円以上	80,000円 (保育単価限度)		77,000円 (保育単価限度)	

保育単価
(月額)

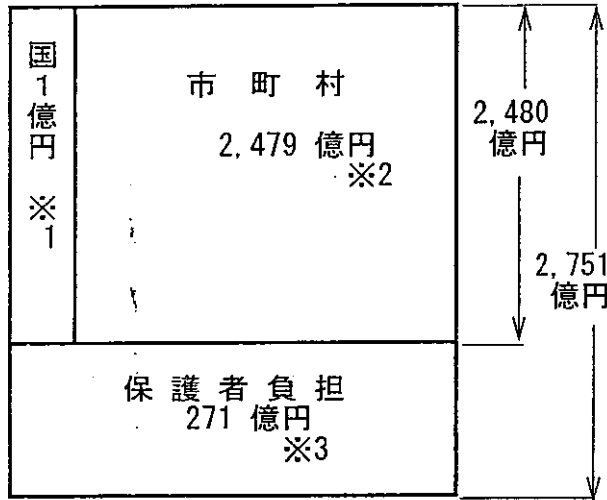
徴収基準額
(月額)

※ 保育単価は、地域区分、定員区分などにより異なる。

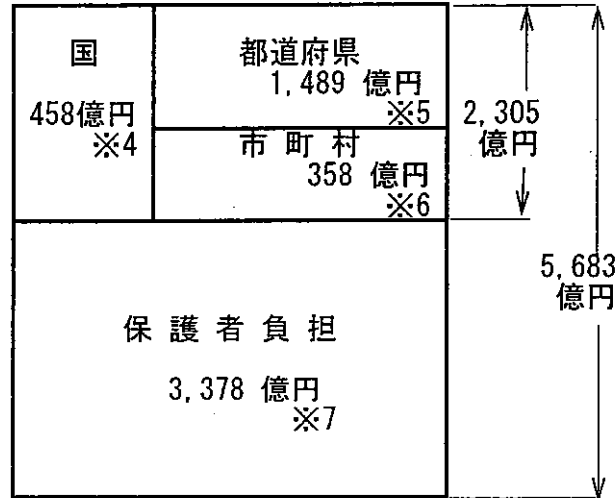
幼稚園と保育所の費用負担の比較（平成15年度）

【施設整備費を除く】

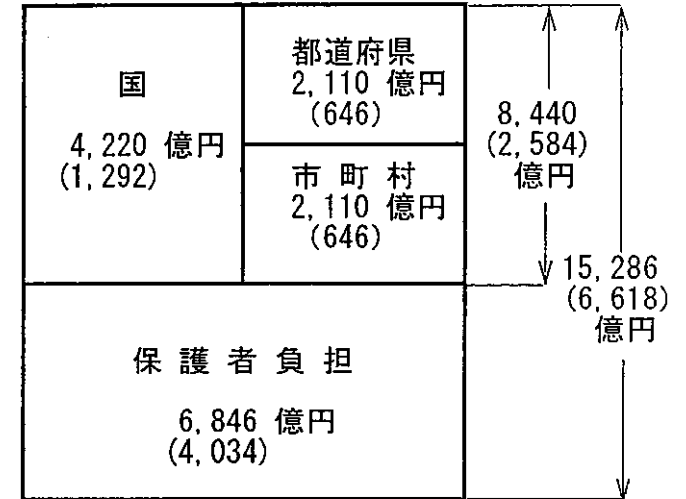
公立幼稚園



私立幼稚園



保育所



- ※1 就園奨励費補助(公立分)平成15年度予算額
- ※2 地方教育費調査による公立幼稚園に係る消費的支出額(平成10~13年度平均決算ベース) + 幼稚園就園奨励費補助(平成15年度政府予算に基づく市町村負担分予算額の推計値)
- ※3 平成15年度保育料・入園料調べに基づく平均徴収額に在園児数を乗じた額から就園奨励費分を控除

- ※4 私学助成(幼稚園分)平成15年度予算額+就園奨励費補助(私立分)平成15年度予算額
- ※5 私学助成の都道府県負担分予算額の推計値(私学助成全体の国庫補助額と地方交付税の比率で幼稚園分の補助額を除いて得た額)
- ※6 平成15年度幼稚園就園奨励費(市町村負担分・15年度政府予算に基づく市町村負担分予算額の推計値)を加算した額
- ※7 平成15年度保育料・入園料調べに基づく平均徴収額に在園児数を乗じた額から就園奨励費分を控除

(注)・平成15年度保育所運営費負担金予算ベース
・()内は3歳以上児分の再掲

<0~5歳以上児>

児童数	200万0千人
1人当たり保護者負担	34万2千円
1人当たり公費負担	42万2千円
計	76万4千円

<3歳以上児>

児童数	132万6千人
1人当たり保護者負担	30万4千円
1人当たり公費負担	19万5千円
計	49万9千円

公立幼稚園在園者数	36万1千人
-----------	--------

私立幼稚園在園者数	139万3千人
-----------	---------

1人当たり保護者負担	7万5千円
1人当たり公費負担	68万7千円
計	76万2千円

1人当たり保護者負担	24万2千円
1人当たり公費負担	16万5千円
計	40万7千円

注1：幼稚園の園児数はH15.5.1現在(学校基本調査)による。
注2：保育所の児童数及び1人当たり費用は平成15年度予算積算上のものである。